

2022年11月7日

一般社団法人 金融先物取引業協会

会員に対する処分について

本協会は、本日、本協会の会員に対し、下記のとおり定款第19条第1項に基づく処分を行いました。

記

1. 処分を受けた会員名
岡安商事株式会社

2. 処分内容
過怠金1,200万円

3. 処分理由

(1) 同社において、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めたところ、以下の事実が認められた。

(2) 同社は、関係会社への貸付を行うにあたり、自己資本規制比率の低下を回避するため、意図的に取引先等を迂回させて当該関係会社への貸付を行ったほか、その資金の一部を同社の劣後特約付借入の原資に充当させることにより、2010年8月30日から2022年2月28日までの間、自己資本規制比率を本来の数値よりも向上させ、実態と異なる自己資本規制比率を算出し、金商法第46条の3第1項に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業府令」という。）第172条第1項に定める事業報告書に実態と異なる自己資本規制比率を記載して作成した上で当局に提出していたほか、金商法第46条の4に基づく金商業府令第174条に定める説明書類及び金商法第46条の6第3項に定める自己資本規制比率を記載した書面に実態と異なる自己資本規制比率を記載して作成した上で公衆の縦覧に供していた。

また、当該期間の一部において、自己資本規制比率が、金商法第46条の6第2項に定める120%を下回っていた。さらに同社は金商法第46条の6第1項に基づく金商業府令第179条第1項第1号に掲げる場合（自己資本規制比率が140%を下回った場合）の届出を行っていない。

(3) 本件が発生した背景には、同社経営陣において、法令に抵触しない形式にすれば良いと安易に考えるなど、法令遵守に関する認識が欠如していることが認められる。

4. その他

本処分と併せて、同日付で、定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理態勢の充実、強化を徹底するよう勧告を行いました。

以 上